

(令和5年2月23日理事会決定に基づき、理事長定め)

コンプライアンス委員会規程

第1条(目的)

この規定は、NPO 森林セラピーソサエティのコンプライアンス体制の確立、醸成、定着という目的を達成するため、コンプライアンス委員会等の必要な組織、権限等を定め、その役割と責任を明確にすることを目的とする。

第2条(定義)

この規定でいうコンプライアンスとは、法律や規則などのごく基本的なルールに従って行動を行うだけでなく、社会的規範や市民活動団体としての倫理を守ることを意味する。

第3条(委員会)

法人の機関としてコンプライアンス委員会(以下「委員会」と称する。)を設置する。

2. この規定に定める以外の事項については、法令、定款の定めるところとする。
3. 委員会は、理事会の諮問機関として、NPO 森林セラピーソサエティのコンプライアンスの醸成に関する業務を行う。

第4条(委員)

委員会の委員(以下「委員」と称する。)は、良心に従い独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行い、法令、定款およびNPO 森林セラピーソサエティの定める規則に拘束される。

2. 委員はその業務上知りえたあらゆる情報について、厳格な守秘義務を負うものとする。
3. 委員会は、担当理事、監事と外部有識者の委員で構成される。
4. 理事長、理事、事務局長はオブザーバーとして、委員長求めにより委員会審議・協議に参加するものとする。

第5条(選任)

委員は理事会の決議を持って選任する。

2. 委員会創設時の委員は、理事長が正副委員長と相談して選任する。
3. 委員会創設時の委員長は理事会決議に基づき、当会外部理事である須藤弁護士、副委員長は監事である中谷税理士とする。

第6条（解任）

委員には委任行為、その他委託を継続しがたい特別の事由があるときは、理事会の決議をもって解任することができる。

2. 委員を解任する議案を理事会に提出するときには、あらかじめ監事の同意を得なければならない。

第7条（任務）

委員会は、次の事項を取り扱う。

- 1) コンプライアンスの啓蒙および教育研修活動の推進
- 2) コンプライアンスに関する規定・規則、マニュアル等の審議・承認等管理体制の充実
- 3) 苦情処理への対応
- 4) 潜在リスクの予知ならびに分析
- 5) 内部告発制度及び内部監査により出てきた問題への対処
- 6) 再発防止策の検討
- 7) コンプライアンス違反(不祥事件を含む)に関する処分方針の検討

第8条（決議）

委員会の議事は、委員総数の3分の2以上が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

2. 委員会の決議につき特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使することができない。この場合には、その委員の数は議決の正否を判定する際に、出席した委員の数に参入しない。

第9条（緊急の処置）

委員長は重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ当会に重大な損害を及ぼすと認められる事実を確認した場合には、第9条による委員会の議決をえることなく行為者の属する当該部門長に対し、当該行為者に対する停止措置をとるよう命じることができる。

2. 前項の場合、委員長は停滞なく各委員に当該事実の経過及び停止処置に至った理由を説明し、改めて委員に計ると同時に、調査を開始しなければならない。

第10条（細則）

委員会の運用に関する催促は委員会が定め、直近の提示理事会に報告するものとする。

第11条（委員会事務局）

委員会運営の効率性及び委員会機能の有効性を確保するため、委員会の実働組織として、またコンプライアンスに関する実務を統括する組織として、委員会事務局を設置する。東海事務局長をもって委員会事務局とする。

2. 委員会事務局は、委員会の指揮命令に従い業務を遂行する。

第12条（内部告発制度）

NPO 森林セラピーソサエティの理事及び職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、正副委員長、事務局を窓口にも、直接その事実を報告することができる。

2. 通報したことによる理事ならびに職員への不利益は、一切発生させてはならない。

第13条（本規定の改廃）本規定の改廃に関しては、委員会からの提案に基づき、理事会で委員長である理事が提起するものとする。

（附則） この規定は令和5年4月1日より施行する。